

## かほく市 AI チャットボット導入業務プロポーザル実施要領

### 1 実施の目的

かほく市公式ホームページ上に AI を活用した自動応答システム（以下「AI チャットボット」という。）を導入し、市民が 24 時間 365 日問い合わせのできる環境を構築することで、情報アクセスの利便性を高め、行政サービスの向上を図ることを目的とする。

### 2 業務の概要

#### (1)業務名

かほく市 AI チャットボット導入業務

#### (2)業務内容

「かほく市 AI チャットボット導入業務仕様書」のとおり

#### (3)業務期間

##### ① システムの構築・導入業務

契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで

##### ② システムの利用

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### (4)提案上限価格

① 構築・導入費 1,320,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

② システム利用料 月額 55,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※システム利用料について、令和 8 年度は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 6 ヶ月間の利用を想定すること。

### 3 スケジュール

イベント	日時
プロポーザル公示	令和 8 年 6 月 29 日（月）
質問書提出期限	令和 8 年 7 月 6 日（月）正午まで
質問回答	令和 8 年 7 月 9 日（木）
参加申込書提出期限	令和 8 年 7 月 16 日（木）正午まで
企画提案書等提出期限	令和 8 年 7 月 28 日（火）正午まで
参加辞退届の提出期限	令和 8 年 7 月 28 日（火）正午まで
書面審査 ※提案者が 4 者を超える場合	令和 8 年 8 月 5 日（水）

書面審査結果通知 ※提案者が4者を超える場合	令和8年8月7日(金)
プレゼンテーション審査 の開催案内通知	令和8年8月7日(金)
プレゼンテーション審査	令和8年8月19日(水)【予定】
選定結果通知	令和8年8月21日(金)【予定】

#### 4 参加要件

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1)本プロポーザル公示日において、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくかほく市への入札参加制限を受けていないこと。
- (2)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3)会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、資格再認を受けた者を除く。）でないこと。
- (4)暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき者との関係を有するものでないこと。
- (5)かほく市暴力団排除条例（平成24年市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6)次の認証を取得しており、それを証明する書類を提出できること。  
ISO/IEC27001:2013に基づくISMS適合性評価制度によりISMS認証を取得していること。
- (7)直近5年以内で、地方公共団体におけるAIチャットボットの導入・運用実績を有すること。ただし、実証実験、実証導入は実績に含まないものとする。

#### 5 参加申込書

(1)参加申込に必要な書類（各1部）

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 会社概要書（任意様式）
- ④ 国税（法人税及び消費税）及び事業所が所在する市区町村税に係る納税証明書（滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの）
- ⑤ ISO/IEC27001認定証（情報セキュリティ）の写し

(2)参加申込書の提出期限及び提出方法

**令和 8 年 7 月 16 日（木）正午（必着）**までに、必要書類を本プロポーザル担当部署に持参または郵送で提出すること。

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 提出期限及び提出方法

**令和 8 年 7 月 6 日（月）正午（必着）**までに、別添の質問および回答書（様式 3）に質問事項を記載し、電子メールに添付して本プロポーザル担当部署の電子メール宛に提出すること。

### (2) 回答日及び回答方法

**令和 8 年 7 月 9 日（木）**までに全ての参加事業者連絡先メールアドレス宛に回答を送付し、市ホームページ上に掲載する。なお、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、当該質問者にのみ回答する。

## 7 企画提案書等

### (1) 必要な書類及び提出部数

下記①～⑤の書類について、紙媒体 7 部と電子データ（MS Office または PDF）で提出すること。電子データは、CD 等に保存したものを提出すること。

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 工程表（任意様式）
- ③ システム構成図（任意様式）
- ④ 業務実績調査票（様式 4）
- ⑤ 見積書（任意様式）

### (2) 企画提案書等の提出期限及び提出方法

**令和 8 年 7 月 28 日（火）正午まで**に、必要書類を本プロポーザル担当部署に持参または郵送で提出すること。郵送の場合は簡易書留等、配達記録が確認可能な配送サービスを利用すること。

### (3) 企画提案書の作成要領

- ① レイアウトは A4 横、表紙・目次を除き、30 ページ以内で作成すること。
- ② 企画提案書、工程表を 1 セットで製本すること。  
製本・印刷形式は任意形式とする。
- ③ 工程表は A3 でも可とする。
- ④ 見積書には、企画提案書で提案した全ての内容を反映させること。  
なお、2（4）で示されているとおり、導入・構築費とシステム利用料は分けて記載すること。

### (4) 企画提案書に記載すべき事項

企画提案書の作成にあたっては、以下の事項を必ず記載すること。

- ① 提案のコンセプト
- ② 構築・導入スケジュール
- ③ ユーザーインターフェース
- ④ 管理機能
- ⑤ サービスの特徴
- ⑥ セキュリティ
- ⑦ 操作研修
- ⑧ 運用保守体制
- ⑨ 運用保守内容
- ⑩ その他の提案

## 8 参加辞退

参加申込後に辞退する場合は、**令和 8 年 7 月 28 日（火）正午までに**、別添の辞退届（様式 5）を持参または郵送で提出すること。郵送の場合は簡易書留等、配達記録が確認可能な配送サービスを利用すること。

## 9 書面審査

企画提案者が 4 者を超える場合は、次のとおり書面審査を行う。なお、審査は市が設置した審査委員会が行い、審査にあたり企画提案者は出席しない。

- (1) 提出された企画提案書等について審査し、評価は別表 1「書面審査項目及び審査基準」に基づいて行う。
- (2) 合計点の高い順に、4 者をプレゼンテーション審査の対象として選定する。
- (3) 書面審査の結果は、**令和 8 年 8 月 7 日（金）までに**参加申込書に記載の事業者連絡先メールアドレス宛てに電子メールで通知する。

## 10 プレゼンテーション審査

次のとおりプレゼンテーション審査を実施する。なお、審査は市が設置した審査委員会が行う。

- (1) プレゼンテーションの開始時間、会場及び待機場所等は**令和 8 年 8 月 7 日（金）までに**電子メールで通知する。
- (2) 提案者は現地（かほく市役所）にてプレゼンテーションを行うこと。WEB 会議ツール等を用いたオンラインでの参加は認めない。
- (3) プレゼンテーションに参加するのは 1 者あたり 3 名までとする。
- (4) 1 者あたり 20 分のプレゼンテーション及び 10 分程度の質疑応答を行う。
- (5) プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書に基づくものとし、資料の追加配布や、企画提案書の内容を変更（スライドの追加、アニメーションの追加、スライドの改版など）することは原則認めない。
- (6) プレゼンテーションの会場及びプレゼンテーション資料を投影するための

機材は本市が準備する。提案者はプレゼンテーション資料を格納した HDMI ケーブルが接続可能なパソコン、及びその他にプレゼンテーションに必要な機材があれば持参すること。

(7) 評価は別表 2 「プレゼンテーション審査項目及び審査基準」に基づいて行う。

## 1 1 選定に係る事項

### (1) 最優秀提案者の選定

提出された各資料、プレゼンテーション審査の内容を総合的に加味して審査する。各審査員の点数を集計して、合計点の最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。なお、書面審査の実施有無に関わらず、最優秀提案者は、プレゼンテーション審査の結果のみを用いて選定する。

### (2) 審査の基準点

合計点満点の 60% を基準点とし、審査の合計点が基準点を満たさない場合は、選定の対象外とする。

### (3) 提案者が 1 者の場合の取り扱い

提案者が 1 者のみの場合であってもプレゼンテーション審査を実施し、審査の結果が基準を満たした場合は、当該提案者を最優秀提案者として選定する。

### (4) 選定結果の通知

プレゼンテーション審査の終了後、**令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 5 時までに**選定結果を参加申込書に記載の事業者連絡先メールアドレス宛てに電子メールで通知する。また、市ホームページ上に最優秀提案者を掲載する。

## 1 2 選定の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

### (1) 提案者が次のいずれかに該当するとき

- ① プレゼンテーション審査に出席しなかったとき
- ② 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき
- ③ 他の提案者と不正な接触を行ったとき

### (2) 企画提案書等が次のいずれかに該当するとき

- ① 提出方法、提出先、提出期限を遵守できないとき
- ② 7 (3) 企画提案書等の作成要領に適合しないとき
- ③ 記載内容に虚偽の記載があるとき
- ④ 提案額が 2 (4) の提案上限価格を超えるとき

## 1 3 その他留意事項

(1) 各資料は提出後の差し替え及び再提出は一切認めない。

- (2)提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3)提出書類は返却しない。
- (4)提出書類は、本プロポーザルにおける選定にのみ使用する。
- (5)本プロポーザルの参加にあたり必要となる費用は、提案事業者が負担する。
- (6)企画提案は、1提案者につき1提案とする。

#### 1 4 担当部署

〒929-1195 石川県かほく市宇野気ニ 81 番地

かほく市 総務部 情報推進課 情報推進係

TEL：076-283-7112

FAX：076-283-6745

電子メール：jouhou@city.kahoku.lg.jp